

ロシア連邦を原産地又は船積地域とする貨物の輸入の禁止措置に伴う税関の対応について

令和4年4月20日財関第274号

ウクライナをめぐる現下の情勢に鑑み、国際関係の緊急時において、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの1994年の関税及び貿易に関する一般協定による関税についての便益（WTO協定税率の適用）を与えることが適当でないときに適用する関税率等を定めるため、令和4年4月20日（水）、関税暫定措置法の一部を改正する法律（令和4年法律第27号）及び国際関係の緊急時に特定の国を原産地とする物品に課する関税に関する政令（令和4年政令第179号）が公布されたところである。

これにより、4月21日（木）以後、ロシアを原産地とする全ての貨物に対し、国定税率（関税定率法（明治43年法律第54号）別表に基づく税率（基本税率）。関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）の規定に基づく税率（暫定税率）があるときは、当該暫定税率）が適用されることとなる。

税関においては、ロシアを原産地とする貨物に対する適正な関税率の適用について、その実効性を確保するため、下記により実施されたい。

#### 記

1. 税関における審査に際しては、通関関係書類等により貨物の原産地を確認するとともに、検査に際しては、貨物等に付された表記等により貨物の原産地を確認すること。
2. また、ロシアを原産地とする貨物について、ロシア以外の国又は地域を経由することによりWTO協定税率が適用されることのないよう、必要に応じて原産地証明書等の提出を求めて確認することなどにより、適正な関税率を適用すること。
3. 上記により適正な通関の徹底を図るほか、輸入事後調査を的確に実施し、違法行為が発見された場合には厳正に対処すること。また、関係省庁や関係機関との緊密な情報交換及び連携並びに通関業者、倉庫業者等の関係業者などからの情報収集について、一層の充実を図ること。